

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年3月16日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第14号

熱海市火災予防条例の一部を改正する条例

熱海市火災予防条例（昭和37年熱海市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第19条関係、第21条関係、第32条の2関係、第34条関係）

種類			離隔距離（単位cm）					備考
			入力	上方	側方	前方	後方	
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	
ふろがま 気体燃料 不燃以外 半密閉式	浴室設置	外がまでバーナー取り出し口の無いもの	21kW以下	—	15注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピ
		内がま	21kW以下	—	—	60	—	

			は、42 kW以下)					
		外がまでバーナー取り出し口の無いもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	15	15	15
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	15	60	15
		内がま	21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	15	60	—
	密閉式		21 kW以下	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつ	—	2注	2	2

レン浴槽等)の場合には2 cmとする。

				て、かつ、 ふろ用バー ナーが21 kW以下)				
		屋外用		21 kW 以下 (ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は、当該バ ーナーが 70kW以 下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21 kW以下)	60	15	15	15
不 燃 密 閉 式	浴 室 内 設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21 kW 以下	(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は、42k W以下)	—	4.5 注	—	4.5
		内がま	21 kW 以下	(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は、42k W以下)	—	—	—	—
	浴 室 外 設 置	外がまでバ ーナー取り 出し口のな いもの	21 kW 以下	(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は、当該バ ーナーが 70kW以 下であつ て、かつ、 ふろ用バー ナーが21 kW以下)	—	4.5	—	4.5
		外がまでバ ーナー取り 出し口のあ るもの	21 kW 以下	(ふろ用以 外のバーナ ーをもつも のにあつて は、当該バ ーナーが	—	4.5	—	4.5

			70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)				
		内がま	(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	—	—	—
	密閉式		(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	—	2注	—	2
	屋外用		(ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下)	3.0	4.5	—	4.5
液体燃料	不燃以外		3.9 kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5
	不燃		3.9 kW以下	5.0	5	—	5

上記に分類されないもの				—	60	15	60	15				
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型	19 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものについては、15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合には、100cmとする。		
			不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	26 kW以下 26 kWを超え70 kW以下	100	15		150	15
	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの			26 kW以下	100	150	150	150			
	強制対流型	強制排気型			26 kW以下	60	10	100	10			
	強制給排気型	26 kW以下			60	10	100	10				
	液体燃料	不燃		半密閉式	強制対流型	温風を前方に吹き出すもの	70 kW以下	80	5		—	5
					強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	80	150		—	150
	液体燃料	不燃	密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5			
				強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの				—	100	60	60	注2		60	
	厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 kW以下	100	15	15		15	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
					据置型レンジ	21 kW以下	100	15	15		15	
開放式				組込型 こんろ・グリル付	14 kW以下	80	0	—	0			

			んろ・グリドル付 こんろ、 キャビネット型 こんろ・グリドル付 こんろ・グリドル付 こんろ							
			据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0		
上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
			使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
ボイラー	気体燃料	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
			フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		不燃以外	半密閉式		12 kWを超え 42 kW以下	—	15	15	15	
					12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5	
			密閉式		42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	42 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	42 kW以下	15	15	15	15	
		開放式		フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		不燃以外	半密閉式		42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
					42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5	
		屋外用		フードを付けない場合	42 kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	42 kW以下	10	4.5	—	4.5	
		液体	不燃以外		12 kWを超え 70 kW以下	60	15	15	15	

燃料				12 kW以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃				12 kWを超え 70 kW以下	50	5	—		5	
					12 kW以下	20	1.5	—		1.5	
	上記に分類されないもの				23 kWを超え る	120	45	150		45	
					23 kW以下	120	30	100		30	
気体燃料	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対 流方向 が一方 向に集 中する 場合に あつて は、 60cmと する。	
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、 つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5		
		半密閉式・密閉式	バーナーが隠 ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5 注	4.5		
	ストープ	不燃 以外	半密閉式		機器の全周 自然から熱を放 散するもの	39 kW以下	150	100	100		100
			半密閉式		機器の上方 対流型 又は前方に 熱を放散す るもの	39 kW以下	150	15	100		15
		不燃	半密閉式		機器の全周 自然から熱を放 散するもの	39 kW以下	120	100	—		100
			半密閉式		機器の上方 対流型 又は前方に 熱を放散す るもの	39 kW以下	120	5	—		5
		上記に分類されないもの				—	150	100	150		100
		乾燥設備	気体燃料 以外	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5		4.5
不燃	開放式			衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5		
上記に分類されないもの			内部容積が 1立方メー トル以上の もの	—	100	50	100	50			
			内部容積が 1立法メー	—	50	30	50	30			

				トル未満のもの						
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	4 0	4. 5	4. 5	4. 5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7 kW以下	1 5	4. 5	4. 5	4. 5
			瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	4 0	4. 5	4. 5	4. 5	
				フードを付ける場合	1 2 kW以下	1 5	4. 5	4. 5	4. 5	
		半密閉式			1 2 kW以下	—	4. 5	4. 5	4. 5	
		密閉式	常圧貯蔵型		1 2 kW以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
			瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—	0	
		瞬間型		壁掛け型、据置型	1 2 kW以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
		屋外用	フードを付けない場合		1 2 kW以下	6 0	1 5	1 5	1 5	
			フードを付ける場合		1 2 kW以下	1 5	1 5	1 5	1 5	
	気体燃料	不燃	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	3 0	4. 5	—	4. 5
				常圧貯蔵型	フードを付ける場合	7 kW以下	1 0	4. 5	—	4. 5
			瞬間型	フードを付けない場合	1 2 kW以下	3 0	4. 5	—	4. 5	
				瞬間型	フードを付ける場合	1 2 kW以下	1 0	4. 5	—	4. 5
		半密閉式			1 2 kW以下	—	4. 5	—	4. 5	
		密閉式	常圧貯蔵型		1 2 kW以下	4. 5	4. 5	—	4. 5	
			瞬間型	調理台型	1 2 kW以下	—	0	—	0	
		瞬間型		壁掛け型、据置型	1 2 kW以下	4. 5	4. 5	—	4. 5	
		屋外用	フードを付けない場合		1 2 kW以下	3 0	4. 5	—	4. 5	
			フードを付ける場合		1 2 kW以下	1 0	4. 5	—	4. 5	
液体燃料	不燃以外			1 2 kW以下	4 0	4. 5	1 5	4. 5		
	不燃			1 2 kW以下	2 0	1. 5	—	1. 5		
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	1 2 kWを超え4 2 kW以下	—	1 5	1 5	1 5	
			半密閉式	瞬間型	1 2 kWを超え7 0 kW以下	—	1 5	1 5	1 5	
		密閉式	常圧貯蔵型	1 2 kWを超え	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5		

備	不燃	屋外用	瞬間型	調理台型	4.2 kW以下	—	0	—	0			
				壁掛け型、据置型	1.2 kWを超え7.0 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			常圧貯蔵型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5			
					1.2 kWを超え4.2 kW以下	1.5	1.5	1.5	1.5			
				瞬間型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下	6.0	1.5	1.5		1.5	
					フードを付ける場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下	1.5	1.5	1.5		1.5	
		半密閉式	常圧貯蔵型	1.2 kWを超え4.2 kW以下	—	4.5	—	4.5				
			瞬間型	1.2 kWを超え7.0 kW以下	—	4.5	—	4.5				
		密閉式	常圧貯蔵型	1.2 kWを超え4.2 kW以下	4.5	4.5	—	4.5				
				瞬間型	調理台型	1.2 kWを超え7.0 kW以下	—	0	—		0	
			瞬間型	壁掛け型、据置型	1.2 kWを超え7.0 kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	3.0	4.5		—	4.5
	フードを付ける場合	1.2 kWを超え4.2 kW以下	1.0			4.5	—	4.5				
	瞬間型	フードを付けない場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下		3.0	4.5	—	4.5				
		フードを付ける場合	1.2 kWを超え7.0 kW以下		1.0	4.5	—	4.5				
	液体燃料	不燃以外		1.2 kWを超え7.0 kW以下	6.0	1.5	1.5	1.5				
		不燃		1.2 kWを超え7.0 kW以下	5.0	5	—	5				
		上記に分類されないもの			—	6.0	1.5	6.0	1.5			
	移動式ストーブ	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	1.0	0.3	1.0		4.5	注1：熱対流方向が一方に集中する場合には、6.0c
				バーナーが隠ぺい	全周放射型	7 kW以下	1.0	1.0	1.0		1.0	
不燃			開放式	バーナーが露出	自然対流型	7 kW以下	1.0	4.5	4.5	4.5		
				バーナーが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	6.0	4.5		
気体燃料		開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	8.0	1.5	8.0	4.5			
				全周放射型	7 kW以下	8.0	8.0	8.0	8.0			
		不燃	開放式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	8.0	4.5	4.5	4.5		
					注1	4.5	4.5					

液体燃料	不燃以外	開放式	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	mとする。 注2：方向性を有するものについては、100cmとする。			
			放射型	7 kW以下	100	50	100	20				
			自然対流型	7 kWを超え 12 kW以下	150	100	100	100				
				7 kW以下	100	50	50	50				
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100		15		
					7 kWを超え 12 kW以下	100	150	150		150		
			温風を全周方向に吹き出すもの	7 kW以下	100	100	100	100				
	不燃	開放式	放射型	7 kW以下	80	30	—	5				
			自然対流型	7 kWを超え 12 kW以下	120	100	—	100				
				7 kW以下	80	30	—	30				
			強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	80	5	—		5		
					7 kWを超え 12 kW以下	80	150	—		150		
			温風を全周方向に吹き出すもの	7 kW以下	80	100	—	100				
			固体燃料				—	100		50 注2	50 注2	50 注2
調理用器具	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型こ んろ（1 口）	5.8 kW以下	100	15	15	注：機器 本体上 方の側 方又は 後方の 離隔距 離を示 す。		
					卓上型こ んろ（2 口以上） ・グリル 付こん ろ ・グリド ル付こん ろ	14 kW以下	100	15 注	15		15 注	
						卓上型グ リル	7 kW以下	100	15		15	15
				バーナー が隠 ぺい	加熱部 が隠 ぺい	卓上型オ ーブン・ グリル （フード を付けな	7 kW以下	50	4.5		4.5	4.5

				い場合)							
				卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	30	10	10	10		
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	30	10	10	10		
不開放燃式	バーナーが露出			卓上型こんろ (1口)	5.8 kW以下	80	0	—	0		
				卓上型こんろ (2口以上) ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14 kW以下	80	0	—	0		
	バーナーが隠ぺい	加熱が開放			卓上型グリル	7 kW以下	80	0	—	0	
		加熱が隠ぺい			卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	
						卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	10	4.5	—	4.5
						炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	15	4.5	—	4.5

				トル以下)						
				圧力調理器 (内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体燃料	不燃以外		6 kW以下	100	15	15	15		
		不燃		6 kW以下	80	0	—	0		
		固体燃料		—	100	30	30	30		
電気温風器	電気	不燃以外		2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の吹き出し方向にあつては、60cmとする。	
		不燃		2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器 (こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2	注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離) を示す。 注2：機器本体上方の
					—	20 注1	—	20 注1		
					—	10 注2	—	10 注2		
					—	10 注2	—	10 注2		
				4.8 kW以下 (1口当たり1 kWを超え2 kW以下)	100	2	2	2		
				—	15 注1	—	15 注1			
				—	10 注2	—	10 注2			
				—	10 注2	—	10 注2			
		不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器でないもの	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下 (1口当たり1 kW以下)	100	2	2	2	
					—	10 注1 注2	—	10 注1 注2		
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器でないもの	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	5.8 kW以下 (1口当たり3.3 kW以下)	100	2	2	2			
			—	10 注2	—	10 注2				
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器でないもの	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8 kW以下 (1口当たり3 kW以下)	80	0	—	0			
			—	0 注1 注2	—	0 注1 注2				

		調理器（このいものろ形態のものに限る。）			80	0	—	0	側方又は後方の離隔距離（このろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離）を示す。
		このろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5. 8 kW以下（1口当たり3. 3 kW以下）		—	0 注2	—	0 注2	
電気 天火	電気	不燃以外	2 kW以下		10	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	注：排気口面にあつては、10 cmとする。
		不燃	2 kW以下		10	4. 5 注	—	4. 5 注	
電子 レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4. 5 注	4. 5 注	4. 5 注	注：排気口面にあつては、10 cmとする。
		不燃	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4. 5 注	—	4. 5 注	
電気 ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4. 5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4. 5	4. 5	4. 5	
		不燃	前方放射型（壁取付式及び天	2 kW以下	80	15	—	4. 5	

		井取付式のもの を除く。)						
		全周放射型(壁 取付式及び天 井取付式のもの を除く。)	2 kW以下	8 0	8 0	—	8 0	
		自然対流型(壁 取付式及び天 井取付式のもの を除く。)	2 kW以下	8 0	0	—	0	
電 気 乾 燥 器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電 気 乾 燥 機	不燃以外	衣類乾燥機、食 器乾燥機、食器 洗い乾燥機	3 kW以下	4. 5	4. 5	4. 5	4. 5	注1：前 面に排 気口を 有する 機器に あつて は、0 cmと する。 注2：排 気口面 にあつ ては、 4. 5 cmと する。
	不燃	衣類乾燥機、食 器乾燥機、食器 洗い乾燥機	3 kW以下	4. 5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電 気 温 水 器	不燃以外	温度過昇防止 装置を有する もの	1 0 kW以下	4. 5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止 装置を有する もの	1 0 kW以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの

距離をいう。

- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。